

秋の実証実験を踏まえ、新たなコースで パーソナルモビリティツアー公道実証実験を行います

横浜市が参加する横浜市パーソナルモビリティツアー実証実験推進協議会は、平成 29 年秋に行った実証実験を踏まえ、みなとみらい 21 地区の臨海部でセグウェイによるパーソナルモビリティツアーの関係者向け公道実証実験を行います。



<29 年秋に行った公道実証実験の様子>

1 目的

横浜市では、観光都市としての都市ブランド向上のため、世界各都市で行われているパーソナルモビリティツアーを実施するための環境整備を進めています。

セグウェイなどの搭乗型移動支援ロボットで公道を走行するためには、所轄官庁の許可が必要であり、29 年秋には、みなとみらい 21 中央地区で市内初の公道実証実験を行いました。

安全性を検証しながら、エリアを拡大して実証実験を行っていくことで、ラグビーワールドカップ 2019™、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた観光資源としての横浜の新たな魅力づくりに取り組んでいます。

2 パーソナルモビリティツアー公道実証実験の概要

◇主催：横浜市パーソナルモビリティツアー実証実験推進協議会、横浜市

◇日時：平成 30 年 3 月 6 日（火）、7 日（水）、8 日（木）、9 日（金）

午前の回：9 時 30 分～12 時、午後の回：13 時 30 分～16 時

*雨天の場合は、予備日での実施となります。

◇走行ルート：裏面の「3 走行ルート」を参照してください。

3 走行ルート



※一部コースを変更することがあります

4 取材について

◇取材日時：平成 30 年 3 月 8 日（木）午前の回（9 時 25 分集合）

※中止の判断は当日 8 時 30 分までに連絡します。雨天の場合、翌週 15 日（木）同時刻に実施します。

◇取材希望の場合：3 月 5 日（月）17 時までに別紙取材申込書を FAX でお送りください。

（文化観光局企画課 FAX 045-663-7880）

◇搭乗希望の場合：取材だけでなく、実際に搭乗を希望する場合は 3 月 2 日（金）16 時まで、別紙取材申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX でお送りください。

搭乗者数には限りがありますので、各媒体 1 名までとさせていただきます、希望者多数の時は、抽選いたします。3 月 2 日（金）中に搭乗可否の結果をお知らせします。

搭乗される場合はインストラクターの講習を受け、指示にしたがっていただきます。搭乗はツアー開始の 9 時 30 分から終了の 12 時までで、途中参加や退出はできませんのでご了承ください。

※セグウェイの公道での搭乗には普通自動車運転免許などが必要です。

お問合せ先

文化観光局横浜魅力づくり室企画課長 栗原 浩一 Tel 045-671-4030

文化観光局企画課 行

FAX / 045-663-7880

※本用紙に必要事項をご記入の上、**搭乗希望の方は3月2日(金)16時まで**に、取材のみの方は3月5日(月)17時まで FAXにてご返信いただきますようお願い申し上げます。

ふりがな ご芳名	
貴社名・部署名	
媒体名	
ご参加人数	計 名様
ご住所	〒
TEL / FAX	TEL. FAX.
E-MAIL	@
撮影	<p>無 <input type="checkbox"/> 画像 (スチール) データの提供を希望する</p> <p>有 <input type="checkbox"/> スチール <input type="checkbox"/> 動画 <input type="checkbox"/> その他() ※ストリーミング中継等は、お断りさせていただきます。</p>
搭乗希望	<p>無 / 有 ※搭乗は各媒体1名までとさせていただきます</p> <p>※搭乗には小型特殊免許、または普通免許、大型免許、中型免許、大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許のいずれかを所持し、当日携行頂くことが必要です。免許証を当日お忘れの場合は搭乗できません。</p>
掲載予定	貴媒体名
媒体名・掲載日	媒体ジャンル テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・フリーペーパー・WEB・その他()
	掲載・放送日 年 月 日() :
集合場所・日時	 <p>平成 30 年 3 月 8 日 (木) 9 時 25 分集合 日本丸メモリアルパーク 北回廊前 住所：西区みなとみらい 2-1-1</p>

※駐車場の用意はありません。付近の有料駐車場をご利用ください。

個人情報の取扱いについて

1. ご明記いただいた個人情報は、法令およびその他の規範に従い適正に管理し、横浜市文化観光局の広報活動の目的に限って利用します。

2. 上記1の利用において、提携先、業務委託先等に個人情報を提供する場合がございます。

3. 業務委託先等に個人情報を提供する場合、その委託先に対し、個人情報の安全な管理を義務付け、必要かつ適切な監督を行います。